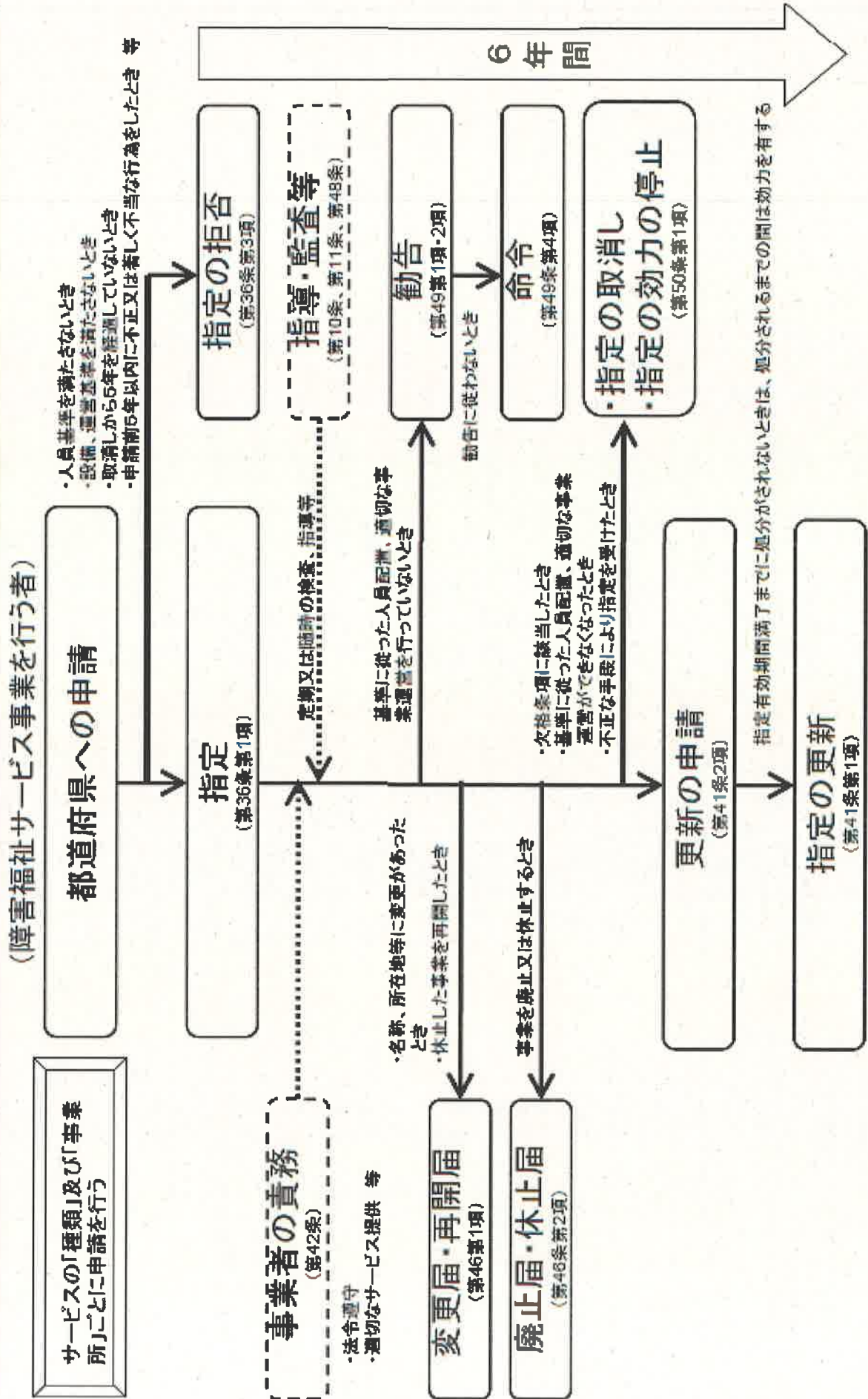


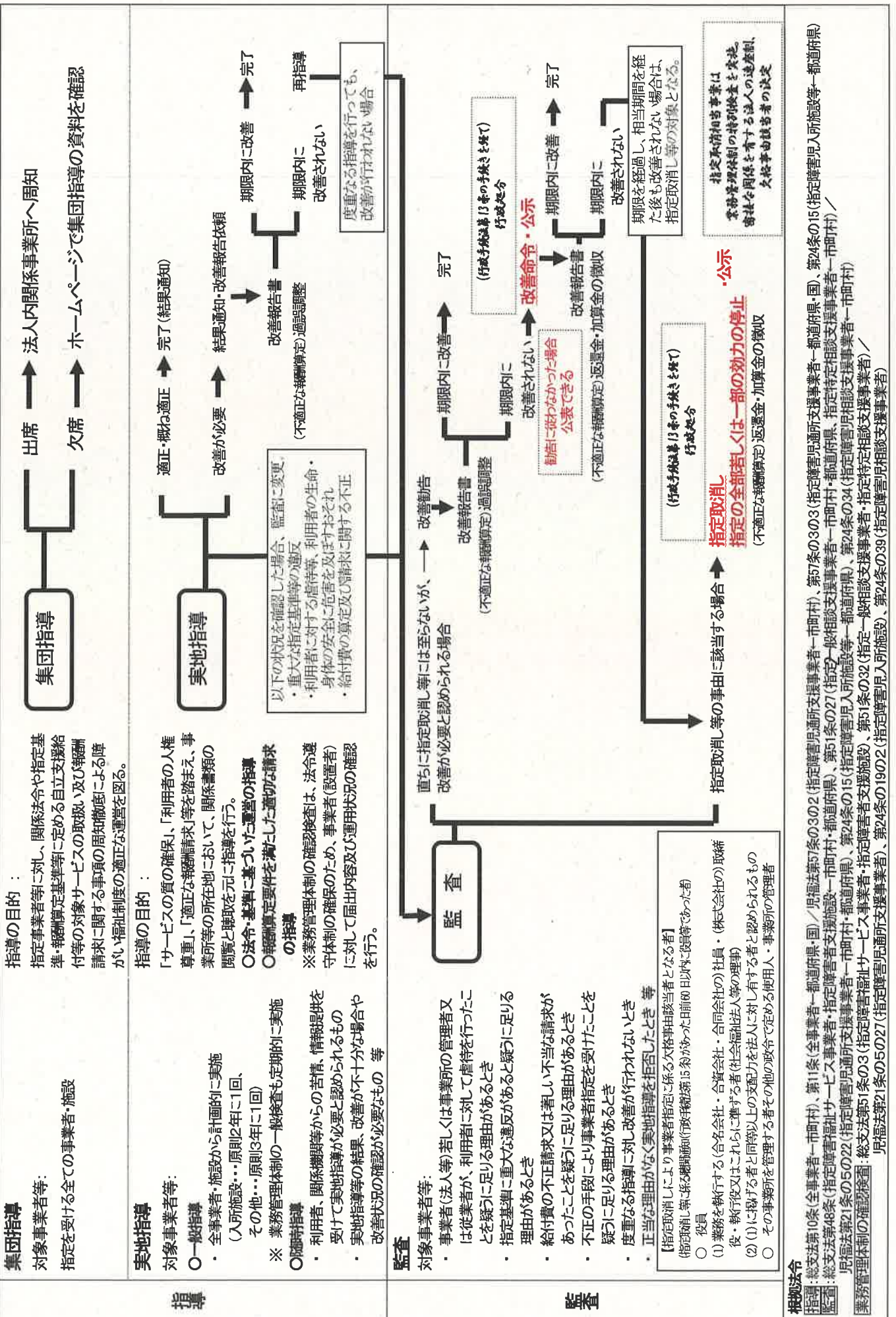
※障害福祉サービス事業者の場合（他の事業者も同様の流れ）

（参考）

障害福祉サービス事業者の指定等手続の流れ



指定障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図 (障害者総合支援法、児童福祉法関係) ※「総支法」「児福法」と略



指定申請書等の様式 掲載ホームページ

●愛媛県ホームページ

【指定申請書等の様式 掲載場所】		
<p>愛媛県 電子配布サービス 検索 http://www.pref.ehime.jp/sinsei/sosiki/hoken.html#05 (障がい福祉課)</p> <p>申請書等電子配布サービス → 組織別一覧 → 保健福祉部 障がい福祉課 → 施設・事業者指定関係</p> <p>※ 障害者総合支援法関係と児童福祉法関係で区分しています</p> <p>※ 指定に関する留意事項を掲載していますので、御参照ください。 (詳細は、指定基準や解釈通知を確認してください。)</p>		
愛媛県ホームページ	障害者総合支援法関係	
	指定(更新)申請	指定(更新)申請書(様式第2号)、指定に係る審査事項(別紙1~16)、添付書類参考様式
	事業の開始届(法第79条)	事業等開始届出書(様式第17号)
	報酬・加算等の体制届	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)、体制状況一覧表、別表・付表 福祉・介護職員処遇改善計画書、届出チェックリスト、資質向上のための計画書(参考例)、福祉介護職員処遇改善実績報告書、実績報告参考表 ※「体制等に関する届出一覧表」を参考に、別表・付表等を添付してください。 ※人員の配置加算や加配加算の算定の際に提出する勤務体制一覧表、実務経験証明書は、指定申請に係る添付書類参考様式を使用してください。
	指定の変更届	変更届出書(様式第11号)、指定に係る審査事項(別紙1~16)、添付書類参考様式
	事業の変更届(法第79条)	事業等変更届出書(様式第18号)
	指定の変更申請	指定変更申請書(様式第3号)(様式第4号)、指定に係る審査事項(別紙1~16)、添付書類参考様式
	指定の廃止(休止・再開)届、辞退届出書	廃止(休止、再開)届出書(様式第12号)、辞退届出書(様式第13号)、現にサービス等を受けている者について(一覧)
	事業の廃止(休止)届(法第79条)	廃止(休止)届出書(様式第19号)
	業務管理体制の届出	業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第5号)、変更届出書(様式第14号)
その他様式	就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施届出書(様式1)、休止届出書(様式2)、変更届出書(様式3) < 県障がい福祉課へ提出 > 利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る(変更)届出書	
児童福祉法関係	指定(更新)申請	指定(更新)申請書(様式第15号)、指定に係る審査事項(別紙1~8)、添付書類参考様式
	事業の開始届(法第34条の3)	事業等開始届出書(様式第30号の9)
	報酬・加算等の体制届出書	障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)、体制等状況一覧表、別表・付表 福祉・介護職員処遇改善計画書、届出チェックリスト、資質向上のための計画書(参考例)、福祉介護職員処遇改善実績報告書、実績報告参考表 ※「体制等に関する届出一覧表」を参考に、別表・付表等を添付してください。 ※人員の配置加算や加配加算の算定の際に提出する勤務体制一覧表、実務経験証明書は、指定申請に係る添付書類参考様式を使用してください。
	指定の変更届	変更届出書(様式第16号)、指定に係る審査事項(別紙1~8)、添付書類参考様式
	事業の変更届(法第34条の3)	事業等変更届出書(様式第30号の10)
	指定の変更申請	指定変更申請書(様式第15号の3)(様式第15号の4)、指定に係る審査事項(別紙1~8)、添付書類参考様式
	指定の廃止(休止・再開)届、辞退届出書	廃止(休止、再開)届出書(様式第16号の2)、辞退届出書(様式第17号)、現に支援を受けている者について(一覧)
	事業の廃止(休止)届(法第34条の3)	廃止(休止)届出書(様式第30号の11)
	業務管理体制の届出	業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第17号の2)、変更届出書(様式第17号の3)
	【厚生労働省からの通知、Q&A、指定基準・報酬告示、自己点検表、実地指導に係る事前調査様式、研修開催案内 等】	
<p>愛媛県 障害福祉サービス お知らせ 検索 http://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/index.html</p> <p>愛媛県ホームページ → 健康・医療・福祉 → 障がい福祉 → サービス事業者 → 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ の★お知らせ一覧の各項目をご覧ください。</p>		
指定就労支援A型事業所の運営改善	生産活動実績確認表(別紙様式2-0)、経営改善計画書(別紙様式2-1,2-2)	
メールアドレス登録	【指定障害福祉サービス事業者等用】【指定障害児通所支援事業者等用】メールアドレス登録票	

指定申請書等の様式 掲載ホームページ

●松山市ホームページ

【指定申請書等の様式、指定基準、厚生労働省からの通知、Q&A等 掲載場所】	
<p>松山市 障害福祉サービス お知らせ 検索 https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/shogai/jigyositei/index.html</p> <p>松山市ホームページ → 各課一覧 → 保健福祉部障がい福祉課 → 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ の各項目内</p>	
指定(更新)申請、事業の開始(変更)届(法第79条)	新規申請の手続きの「新規申請に必要な書類」に掲載。
	<p>指定(更新)申請書(様式第1号)、指定に係る審査事項(別紙1~16)、添付書類(参考様式)、事業所防災計画要件確認表</p> <p>事業等開始(変更)届(第20号様式)</p> <p>【指定障害福祉サービス事業者等用】メールアドレス登録票</p>
	<p>建築指導課等への建築物関連法令協議 に掲載。</p> <p>建築物関連法令協議記録</p>
報酬・加算等の体制届	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等 に掲載。
	<p>介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)、体制状況一覧表、別表・付表、平均利用者数算定表(生活介護)</p> <p>福祉・介護職員処遇改善計画書、届出チェックリスト、福祉介護職員処遇改善実績報告書</p> <p>※ 「体制等に関する届出一覧表」を参考に、別表・付表等を添付してください。 ※ 人員の配置加算や加配加算の算定の際に提出する勤務体制一覧表、実務経験証明書は、指定申請に係る添付書類参考様式 を使用してください。</p>
指定の変更届、指定の変更申請	変更届・変更申請の手続き に掲載。
	<p>変更申請書(様式第2号)(様式第3号)、変更届出書(様式第4号)、指定に係る審査事項(別紙1~16)</p> <p>※ 「届出別添付書類一覧表」を参考に、変更事項を確認できる書類を添付してください。 ※ 事業所移転の場合は、建築物関連法令協議記録を添付してください。 ※ 従業者の数に変更があった場合等は、平均利用者数算定表(体制届の付表2-1、付表2-2または平均利用者数算定表(生活介護))を添付してください。</p>
指定の廃止(休止・再開)届	廃止届、休止届、再開届、辞退届 に掲載。
	<p>廃止(休止・再開)届出書(様式第5号)、辞退届出書(様式第6号)、現にサービスを受けている者について(一覧)</p>
業務管理体制の届出	指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の届出 に掲載。
	<p>業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第1号)(様式第2号)、届出事項の変更届(様式第3号)(様式第4号) ※ 特定相談支援、障害児相談支援の届出書様式</p>
その他様式	就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施届出書(様式1)、休止届出書(様式2)、変更届出書(様式3)
	利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る(変更)届出書
	実地指導事前調査、改善状況報告書

松山市ホームページ

【指定基準等の法令（省令・告示・条例独自基準）及び主な通知】

該当する事業に係る法令等を必ず理解し、これらに記載されている基準を満たして適正な事業運営をお願いします。

【障害者総合支援法 関係】

〔指定基準・最低基準〕

サービス種類	指定基準省令 ※平成30年1月18日最終改正	指定基準の解釈通知 ※平成30年3月30日最終改正	愛媛県・松山市 指定基準条例 (一部独自基準)	最低基準省令 (療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のみ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）※平成30年1月18日最終改正	愛媛県・松山市 最低基準条例
障害福祉サービス事業 (愛媛県・松山市が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発第1206001号）	有 (一部独自基準)	有 (一部独自基準)	有 (一部独自基準)
障害者支援施設 (愛媛県・松山市が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年障発第0126001号）	有 (一部独自基準)	有 (一部独自基準)	有 (一部独自基準)
一般相談支援事業 (愛媛県・松山市が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発第0330第21号）	- (条例委任なし)	-	-
特定相談支援事業 (各市町が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発第0330第22号）	- (条例委任なし)	-	-

【報酬算定基準】

サービス種類	報酬告示 ※平成30年3月31日最終改正	報酬の留意事項通知 ※平成30年3月30日最終改正
障害福祉サービス事業、 障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第523号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について（平成18年障発第1031001号）
一般相談支援事業 (地域移行支援・地域定着支援)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示第124号)	
特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示第125号)	

【児童福祉法 関係】

〔指定基準・最低基準〕

サービス種類	指定基準省令 ※平成30年1月18日最終改正	指定基準の解釈通知 ※平成30年3月30日最終改正	愛媛県条例	最低基準省令 ※平成30年2月16日最終改正	愛媛県条例
障害児通所支援 (愛媛県が指定) ※H31年度～松山市も指定	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第15号)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年障発0330第12号)	有 (一部独自基準)	(児童発達支援センターのみ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)	有 (一部独自基準)
障害児入所施設 (愛媛県が指定)	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第16号)	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年障発0330第13号)	有 (一部独自基準)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)	有 (一部独自基準)
障害児相談支援 (各市町が指定)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第29号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年障発0330第23号)	— (条例委任なし)		

〔報酬(算定)基準〕

サービス種類	報酬告示 ※平成30年3月22日最終改正	報酬の留意事項通知 ※平成30年3月30日最終改正
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示第122号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年障発第0330第16号)
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示第123号)	
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示第126号)	

※ 指定基準や報酬改定について、上記の他、これまでの報酬改定等に関するQ&Aにも疑義解釈が記載されております。

《愛媛県・松山市独自基準（非常災害対策）》

● 愛媛県及び松山市では、省令の基準のうち、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されている基準について、入所施設及び通所施設に対して『非常災害対策』の独自基準を設けています。※訪問系・相談系事業のみを行う事業所は上記の独自基準の対象外です。

- (1) 障害者支援施設、障害児入所施設及び児童発達支援センター（児童福祉施設）
各施設の立地により予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じた施設防災計画（当該災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画）の作成、施設の見やすい場所への掲示を義務付け
- (2) 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所
非常災害が発生した場合における事業所防災計画（非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画）の作成、事業所の見やすい場所への掲示を義務付け
- (3) (1) 及び (2) の施設及び事業所
非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄の確保について、努力義務とする。

●独自基準の解釈通知を発売しています。 愛媛県ホームページに掲載：http://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/jyourei/index.html

サービス種類	独自基準の解釈通知	通知内容
障害福祉サービス (対象サービスのみ)	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について (平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 477 号)	独自基準(非常災害対策)の趣旨、内容及び留意事項
	愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について (平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 479 号)	
障害者支援施設	愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について (平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 478 号)	
	愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について (平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 480 号)	
障害児通所支援 (上記対象サービスのみ)	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について (平成 25 年 7 月 16 日付け 25 障第 506 号)	
	愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について (平成 25 年 7 月 16 日付け 25 障第 507 号)	
児童福祉施設 (障害児入所施設、 児童発達支援センター等)	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年愛媛県条例第 49 号)における県独自基準に係る解釈について (平成 25 年 8 月 2 日付け 25 子第 558 号)	

《その他の主な厚生労働省告示・通知》

○サービス提供者の要件

サービス種類	告示・通知	内容
障害福祉サービス(訪問系)	指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号)	社会福祉士の相談援助業務の範囲等(別添 1)、介護福祉士試験の受験資格やサービス提供者の業務経験に係る介護等の業務の範囲等(別添 2)
障害福祉サービス(訪問系)	指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号)	ヘルパーの要件
障害福祉サービス(日中活動系 GH)、 障害者支援施設	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号) 【H30.3.30 改正】	サービス管理責任者の要件
障害児通所支援、 障害児入所支援	障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号) 【H30.3.30 改正】	児童発達支援管理責任者の要件
地域相談支援	指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定める者(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 226 号) 【H30.3.30 改正】	相談支援専門員の要件
計画相談支援	指定計画相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定める者(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 227 号) 【H30.3.30 改正】	
障害児相談支援	指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定める者(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 225 号) 【H30.3.30 改正】	

重度障害者等包括支援	指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第547号)【H30.3.22 改正】	指定重度障害者等包括支援におけるサービス管理責任者の要件
------------	--	------------------------------

○一般的な取扱い

サービス種類	告示・通知	内容						
障害福祉サービス(通所系・短期入所、障害者支援施設)	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年9月29日厚生労働省告示第545号)	指定基準に定める利用者から受け取ることが認められる費用のうち、「食費、光熱水費、居室」の具体的取扱い <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>食費</td> <td>生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害者支援施設</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>短期入所・宿泊型自立訓練のみ</td> </tr> <tr> <td>居室</td> <td>宿泊型自立訓練のみ</td> </tr> </table>	食費	生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害者支援施設	光熱水費	短期入所・宿泊型自立訓練のみ	居室	宿泊型自立訓練のみ
食費	生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害者支援施設							
光熱水費	短期入所・宿泊型自立訓練のみ							
居室	宿泊型自立訓練のみ							
障害者支援施設(施設入所支援)	厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第541号)	指定基準に定める利用者から受け取ることが認められる費用のうち、「特別な居室」の具体的取扱い						
障害児通所支援(児童発達支援センター・医療型児童発達・福祉型障害児入所支援)	食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成24年3月30日厚生労働省告示第231号)	指定基準に定める保護者から受け取ることが認められる費用のうち、「食費、光熱水費」の具体的取扱い <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>食費</td> <td>児童発達支援センター・医療型児童発達支援・福祉型障害児入所支援</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>福祉型障害児入所支援のみ</td> </tr> </table>	食費	児童発達支援センター・医療型児童発達支援・福祉型障害児入所支援	光熱水費	福祉型障害児入所支援のみ		
食費	児童発達支援センター・医療型児童発達支援・福祉型障害児入所支援							
光熱水費	福祉型障害児入所支援のみ							
障害福祉サービス(日中継続・短期入所・GH)、障害者支援施設	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成18年12月6日付け障害第1206002号)	指定基準に定める利用者(保護者)から受け取ることが認められる費用のうち、「その他の日常生活費」の具体的取扱い						
障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達・放デイ)、障害児入所支援	障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成24年3月30日付け障害0330第31号)							
障害福祉サービス(通所系)	日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について(平成18年9月28日付け障害第0928001号)	生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援における利用日数の原則と例外の取扱い						
生活介護	厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法(平成18年9月29日厚生労働省告示第542号)	生活介護の人員配置基準における「平均障害支援区分」の算定方法(旧法からの経過措置利用者を除いて算出)						
全サービス(重度訪問介護・行動援護、重度包括支援ほか強度行動障害児者支援関係)	重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について(平成26年3月31日付け障害0331第8号)	行動障害のある者に対する支援(支援計画シート及び支援手順書の標準例)						
全サービス	指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について(平成29年7月28日付け厚生労働省事務連絡)	事業の廃止(休止)を行う場合の現利用者の引継ぎ等の手続き						
生活介護・児童発達・放デイ	児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法合に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて(平成30年3月30日付け厚生労働省事務連絡)	介護保険法の療養通所介護事業所が、主に重症心身障害児者を通わせる生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービスを実施する場合の基準の緩和						

療養介護、 障害者支援施設(生活介護)	特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて(平成18年3月31日付け 保医発第0331002号)【H30.3.30改正】	配置医師における医療保険との併給調整
障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係等について(平成19年3月29日付け社援保第0329004号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等に関する留意事項について(平成27年2月18日付け厚生労働省事務連絡) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防、日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について(平成29年7月12日付け厚生労働省事務連絡) ・共生型サービスの施行に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係に係る留意事項について(平成30年3月30日付け厚生労働省事務連絡) 	介護保険との給付調整

○訪問系関連

サービス種類	告示・通知	内容
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付け社庶第29号)	社会福祉士の相談援助業務の範囲等(別添1)、介護福祉士試験の受験資格やサービス提供責任者の実務経験に係る介護等の業務の範囲等(別添2)
居宅介護	平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて(平成20年4月25日付け障障発第0425001号)	通院等介助、通院等乗降介助、身体介護の算定等の取扱い
重度訪問介護・同行援護・行動援護	入院中の医療機関から外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて(平成28年6月28日付け障障発0628第1号)	入院時及び入院中の外出・外泊に係る重度訪問介護・同行援護・行動援護の取扱い(※病院への往来)
重度障害者等包括支援	平成30年4月以降の重度障害者等包括支援の取扱いについて(平成30年3月30日付け厚生労働省事務連絡)	平成30年報酬改定で実施した基本報酬・加算の見直し及び基準の緩和等

○就労系関連通知(就労移行支援、就労継続支援)

サービス種類	告示・通知	内容
A型	障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について(平成18年10月2日付け障障発1002001号)	最低賃金の減額の特例許可申請書用の添付資料の提示等
A型・B型	就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(平成18年10月2日付け障障発第1002003号)	利用者の労働・作業、利用開始時、労働関係法令の適用等の留意事項

就労移行・A型・B型	就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項(平成19年4月2日付け障害発第0402001号) [H30.4.10 改正]	工賃(賃金)実績報告、各種雇用関係助成金との関係、ハローワークにA型利用者を集める際の留意事項、重度者支援体制加算の取扱い、施設外支援・施設外就労・在宅利用者の支援に係る所定単位数の取扱い
就労移行・A型・B型	就労支援等の事業に関する会計処理の取扱い(平成18年社援発第1002001号)	社会福祉法人以外の法人における就労支援事業の会計処理の取扱い、
就労移行・A型・B型	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度以降の就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの取扱い及び当該アセスメントに係るマニュアルの送付について(平成27年3月16日事務連絡) 「就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル」の送付について(平成27年4月22日事務連絡) 	就労アセスメントの具体的な実施方法等
就労移行・A型・B型	就労移行支援及び就労継続支援における適切なサービス提供の推進について(平成28年障発第0330第1号)	A型・B型の支給決定手続き、事業所における適切なサービス提供に向けた指導
A型	<ul style="list-style-type: none"> 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について(平成29年3月30日付け障発第0330第4号) 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて(平成30年3月2日付け障発第0302第1号) 	平成29年4月のA型指定基準の見直し(運営規程・賃金及び工賃・就労の機会の提供)に伴う、個別支援計画様式の提示、生産活動収支差額から賃金(工賃)を支払うことができず、場合の経営改善の取組み、情報公表(財務諸表・生産活動内容・平均月額賃金(工賃))

○障害児通所支援関係

サービス種類	告示・通知	内容
放デイ	放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日付け障発0401第2号)	放課後等デイサービスの支援指針
児童発達	児童発達支援ガイドラインについて(平成29年7月24日付け障発0724第1号)	児童発達支援の支援指針

○相談支援関係

サービス種類	告示・通知	内容
計画相談・障害児相談	相談支援に関するQ&Aについて(平成29年3月31日付け事務連絡)	計画相談支援に関する疑義照会を中心としたQ&A(報酬改定Q&Aの一部を含む)

【児童福祉法関係】

障害児支援 指定（更新）申請に係る必要書類一覧表 ※愛媛県の様式

注1 ○=必ず添付 △=必要に応じて添付 ☆=変更がなければ省略可
注2 「多機能型」として事業を実施する場合は、付表6を添付すること。

平成30年10月1日時点

添付書類 ※様式は、本県ホームページの申請書等電子配布サービスに掲載 (メールアドレス登録は、県ホームページの「指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ」に掲載)	児童発達支援		医療型 児童発達支援		放課後等デイ サービス		居宅訪問型 児童発達支援		保育所等 訪問支援		多機能型		障害児入所施設 (福祉型)		障害児入所施設 (医療型)	
	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新
(様式第15号) 指定(更新)申請書 ※1	○		○		○		○		○				○		○	
(参考様式別紙) 同一事業所において既に指定を受けている事業等について (共生型の特例による指定の場合) 本体事業における指定の通知書の写し ※4	△	☆			△	☆										
(共生型の特例によらない指定の場合) (様式第15号の2) 共生型の特例による指定を不要とする旨の申出書 ※4	△	☆			△	☆										
(別紙1~8) 審査事項 (表の別紙1~8は、該当する様式の番号)	○		○		○		○		○		○		○		○	
登記事項証明書又は条例等	○ ※4	☆	○	☆	○ ※4	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
運営規程	○		○		○		○		○				○		○	
住宅地図	○ ※4	☆	○	☆	○ ※4	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
(参考様式1) 事業所平面図(各室の用途を明らかにしたもの)	○ ※4	☆	○	☆	○ ※4	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
(参考様式2) 設備・備品等一覧表(設備の概要)	○ ※4	☆	○	☆	○ ※4	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
(参考様式3) 経歴書(管理者・児童発達支援管理責任者)	○ ※4	☆	○	☆	○ ※4	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
(参考様式4) 実務経験証明書(児童発達支援管理責任者)	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
(参考様式5) 実務経験見込証明書(児童発達支援管理責任者)	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆			△	☆	△	☆
(参考様式6) 利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○ ※4	☆	○	☆	○ ※4	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
(参考様式7) 主たる対象者を特定する理由等	△				△								△		△	
(参考様式8) 法人役員等が欠格条項に該当しない旨の誓約書	○		○		○		○		○				○		○	
(参考様式9) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○		○		○		○		○				○		○	
組織体制図	○		○		○		○		○				○		○	
資格証明書の写し	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
建物の構造概要			○	☆									○	☆	○	☆
写真(事業所全景、内部)※設備基準が分かるもの	○ ※4	☆	○	☆	○ ※4	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
建物が賃借物件の場合は賃貸借契約書の写し	△ ※4	☆	△	☆	△ ※4	☆	△	☆	△	☆			△	☆	△	☆
医療法第7条の医療機関としての許可証の写し等			○	☆											○	☆
協力医療機関との契約内容が分かるもの	○ ※4	☆			○ ※4	☆	○						○	☆		
従業者との雇用関係を証する書面	○		○		○		○		○				○		○	
利用契約書・重要事項説明書・個別支援計画	○		○		○		○		○				○		○	
消防機関へ提出した防火対象物使用開始届出書の写し ※開始届出書の提出が不要な場合は、消防用設備の設置義務のないことを確認した書面(様式任意)	○ ※4	☆	○	☆	○ ※4	☆							○	☆	○	☆
建築確認済証の写し等 ※建築確認済証がない場合は、問題がないことを建築基準法等担当部署と協議した書面(様式任意)	○ ※4	☆	○	☆	○ ※4	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
事業所防災計画(様式任意)※消防法、水防法等、防災関係法令に基づくもの ※伊方原子力発電から半径30km圏内の施設のみ、原子力防災計画も必要	○ ※4	☆	○	☆	○ ※4	☆							○ 災害種別ごと必要	☆ 災害種別ごと必要	○ 災害種別ごと必要	☆ 災害種別ごと必要
(様式第30号の9) 開始届出書 ※2	○		○		○		○		○							
(別紙様式) 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
メールアドレス登録票(指定障害児通所支援事業者専用) ※3 ※障がい福祉に係る県からの通知を送付するアドレス(原則1法人に1つのみ) (県障がい福祉課までメール提出。アドレスの変更も同様)	○		○		○		○		○				○		○	
障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆
業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第17号の2)又は業務管理体制変更届出書(様式第17号の3)	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△

- ※1 指定申請書の内容を変更する場合は(様式第16号)変更届出書。ただし、児童福祉法施行規則第18条の30の2に規定する「特定障害児通所支援」のサービス量の増加は(様式第15号の3)、障害児入所施設の入所定員の増加は(様式第15号の4)の指定変更申請書
- ※2 事業開始届の内容を変更する場合は(様式第30号の10)変更届出書
(※1と※2で重複する項目について変更があれば、両方の変更届出書を提出してください)
- ※3 愛媛県(東予・中予・南予地方局)からの指定を初めて受ける法人は、メール提出が必要。
- ※4 共生型サービスの特例(児童福祉法第21条の5の17)による指定を受ける場合、同様の内容であれば本体事業における申請書類の写し及び指定の通知書の写しの提出で可。特例によらない指定を受ける場合は、通常の申請書類を整備したうえで様式第15号の2を提出すること。

障害者総合支援法に基づく指定の変更に係る届出事項一覧

愛媛県の様式

変更届出書...愛媛県様式第11号、松山市様式第4号 ※他自治体における特定相談支援の様式は各自治体に御確認ください。

※審査事項 [指定申請書の別紙1~16のうち該当事業分] を添付してください。

平成30年10月1日時点

変更届出事項

(根拠法令) ① 法第46条第1項、施行規則第34条の23第1項、自治体の規則等

② 法第46条第2項、施行規則第34条の26第1項、自治体の規則等

③ 法第51条の25第1項、施行規則第34条の58第1項、自治体の規則等

④ 法第51条の25第3項、施行規則第34条の60第1項、自治体の規則等

変更届出書に添付する主な書類

※下記のほか、関係書類等の提出を求める場合があります。

※写しの提出の際には、原本証明をお願いします。

※右欄(事業変更届)の○印の事項は、法第79条第2項、施行規則第66条による事業の開始に係る変更届出も必要です。(別紙参照)

(愛媛県様式第18号、松山市様式第20号)

Table with columns for change type (e.g., 1. Facility name, 2. Business location, 3. Business hours), support types (e.g., ①, ②, ③, ④), and required documents. Includes a 'Reference' section at the bottom right.

※所在地、建物、平面図、設備の概要等の変更については、指定基準の要件を満たさない場合、継続して指定できない場合があります。

※人員配置基準の変更や報酬算定要件の変更が伴う場合は、勤務形態一覧表(参考様式9)や報酬・加算の算定に係る体制届出書・体制等状況一覧表・前年度平均利用者数算定表の提出が必要です。

※生活介護、就労継続支援(A型・B型)における利用定員の増加、障害者支援施設におけるサービスマン等の変更等の場合は、変更届ではなく、指定の変更申請(変更の1か月前までに申請)となります。

※枠内の項目は、指定の変更申請において届け出る事項です。それ以外の項目についても変更がある場合は、変更届も提出してください。

なお、平成30年10月1日から役員等一覧など一部書類が省略されました。法人役員等及び事業所の管理者(施設長)の変更の際、当該役員等が指定の資格要件に該当しないことを自社(団体)で確認してください。

参考資料 5

障害者総合支援法に基づく事業の変更に係る届出事項一覧 ※愛媛県の様式

事業の開始に係る変更届出書…愛媛県様式第18号、松山市様式第20号

変更届出事項		備考
(根拠法令) 法第79条第3項・施行規則第66条第1項、自治体の規則等		
1	経営者(法人等) 氏名(法人にあっては、名称) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
2	条例、定款及びその他の基本約款(運営規程等)	
3	定数	※ 障害者総合支援法第79条第2項の規定により届け出た「障害福祉サービス事業等開始届出書(様式第17号)」の事項に変更があった場合は、同条第3項の規定により届け出なければならない。
	職務の内容 主な職員(管理者)の氏名及び経歴	
4	事業を行おうとする区域	
5	事業の用に供する施設の概要(通所施設、入所施設のみ)	
	名称	
	種類(短期入所のみ) 所在地 入所(利用)定員	

障害者総合支援法＝抜粋＝(事業の開始等)

第七十九条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 障害福祉サービス事業
- 二 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- 三 移動支援事業
- 四 地域活動支援センターを経営する事業
- 五 福祉ホームを経営する事業

2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、前項各号に掲げる事業を行うことができる。

3 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国及び都道府県以外の者は、第一項各号に掲げる事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

※大都市特例により、指定都市・中核市も都道府県と同様の役割を担っている。

変更届出書…愛媛県様式第16号 ※他自治体における障害児相談支援の様式は各自自治体に御確認ください。

※審査事項〔指定申請書の別紙1～8のうち該当事業分〕を添付してください。

平成30年10月1日時点

変更届出事項	①					②	③	変更届出書に添付する主な書類	事業 変更届
	児童発達支援	児童発達支援型 障害児相談支援	保育所等訪問支援	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設				
(根拠法令) ① 法第21条の5の20第3項・施行規則第18条の35第1項、自治体の規則等 ② 法第24条の13第3項・施行規則第25条の22第1項、自治体の規則等 ③ 法第24条の32第1項・施行規則第25条の26の7第1項、自治体の規則等 ※①、②の自治体の規則等は「愛媛県児童福祉法施行細則第12条」	○	○	○	○	○	○	障害児相談支援	※下記のほかに、関係書類の提出を求める場合があります。 ※写しの提出の際には、原本証明をお願いします。 ※右欄(事業変更届)の○印の事項は、法第34条の3第3項・施行規則第36条の30の7等による事業の開始に係る変更届も必要です。(別紙参照) (愛媛県様式第30号の10等)	○
1 事業所(施設)の名称・所在地 (事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用する事業所がある場合、当該事業所を含む。)	○	○	○	○	○	○	○	運営規程(新・旧)、平面図〔参考様式1〕、住宅地図、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認経済を証明する書類、消防確認経済を証明する書類、土地・建物登記事項証明書の写し等、賃貸借契約書の写し	○
2 申請者(設置者)の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	○	○	○	○	○	○	○	登記事項証明書(原本)、運営規程(新・旧)、主たる事務所の変更の場合は建築確認経済を証明する書類、消防確認経済を証明する書類、代表者の変更の場合は誓約書〔参考様式8〕	○
3 申請者(設置者)の登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	運営規程(新・旧)、登記事項証明書(原本)	○
4 医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類	-	-	-	-	-	-	-	許可証の写し	
5-1 事業所の平面図(各室の用途を明示するもの)、設備の概要	○	○	○	○	○	○	○	平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認経済を証明する書類、消防確認経済を証明する書類	
5-2 建物の構造概要、平面図(各室の用途を明示するもの)、設備の概要	-	-	-	-	-	-	-	建物の構造概要(任意様式)、平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認経済を証明する書類、消防確認経済を証明する書類	
5-3 事業所の平面図	-	-	-	-	-	-	-	平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認経済を証明する書類、消防確認経済を証明する書類	
6 管理者(施設長)の氏名・生年月日・住所・経歴	○	○	○	○	○	○	○	経歴書〔参考様式3〕、資格証明書等、勤務形態一覧表〔参考様式9〕、組織体制図、雇用関係を保証する書類(雇用契約書・労働条件通知書・標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等通知書等 ※以下同じ)	○
7-1 児童発達支援管理責任者の氏名・生年月日・住所・経歴	○	○	○	○	○	○	○	経歴書〔参考様式3〕、資格証明書、研修修了証、実務経験証明書(原本)〔参考様式4〕、勤務形態一覧表〔参考様式9〕、組織体制図、雇用関係を保証する書類 ※相談支援従事者初任者研修(講義部分)と、児童発達支援管理責任者研修等の修了証	
7-2 相談支援専門員の氏名・生年月日・住所・経歴	-	-	-	-	-	-	-	同上 ※相談支援従事者初任者研修(講義+演習部分)修了証	
8 運営規程	○	○	○	○	○	○	○	運営規程(新・旧)、勤務形態一覧表〔参考様式9〕、組織体制図等 ※人員の増減のみは年1回の届出可。	○
主たる対象者	○	○	○	○	○	○	○	主たる対象者を特定する理由書〔参考様式7〕	
利用者の定員	○	○	○	○	○	○	○	勤務形態一覧表〔参考様式9〕等	

※所在地、建物、平面図、設備の概要等の変更については、指定基準の要件を満たさない場合、継続して指定できない場合があります。

※人員配置基準の変更や報酬算定要件の変更が伴う場合は、勤務形態一覧表〔参考様式9〕や報酬・加算の算定に係る体制届出書・体制等状況一覧表の提出が必要です。

※児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設における利用定員の増加の場合は、変更届ではなく、指定の変更申請(変更の1か月前までに申請)となります。

□枠内の項目は、指定の変更申請において届け出る事項です。それ以外の項目についても変更がある場合は、変更届も提出してください。

なお、平成30年10月1日から役員等一部書類が省略されました。法人役員等及び事業所の管理者(施設長)の変更の際、当該役員等が指定の欠格条項に該当しないことを自社(団体)で確認してください。

児童福祉法に基づく事業の変更に係る届出事項一覧

※愛媛県の様式

事業の開始に係る変更届出書…愛媛県様式第30号の10

変更届出事項		備考						
(根拠法令) 法第34条の3第3項・施行規則第36条の30の7、愛媛県児童福祉法施行細則第35条の5			<p>※ 児童福祉法第34条の3第2項の規定により届けた「障害児通所支援事業等開始届出書(様式第30号の9)」の事項に変更があった場合は、同条第3項の規定により届け出なければならない。</p>					
1	<table border="1"> <tr> <td>経営者(法人等)</td> <td>氏名(法人にあつては、名称)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</td> </tr> </table>	経営者(法人等)		氏名(法人にあつては、名称)		住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
経営者(法人等)	氏名(法人にあつては、名称)							
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)							
2	条例、定款及びその他の基本約款							
3	運営規程							
4	<table border="1"> <tr> <td>職員</td> <td>定数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職務の内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主な職員(管理者)の氏名及び経歴</td> </tr> </table>	職員		定数		職務の内容		主な職員(管理者)の氏名及び経歴
職員	定数							
	職務の内容							
	主な職員(管理者)の氏名及び経歴							
5	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">事業の用に供する施設の概要</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>種類</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> </tr> </table>	事業の用に供する施設の概要	名称	種類	所在地			
事業の用に供する施設の概要	名称							
	種類							
	所在地							

児童福祉法＝抜粋＝

第三十四条の三 [障害児通所支援事業等]

- ② 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害児通所支援事業等を行うことができる。
- ③ 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ④ 国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

変更に係る届出別添付資料一覧表 ※松山市の様式

◎ 様式第4号(変更届出書)には必ず「指定に係る審査事項」の添付が必要です。

様式第4号の届出事項	添付資料
1 事業所(施設)の名称	運営規程(新・旧)
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)	運営規程(新・旧)、住宅地図、平面図、設備・備品の概要、写真、建築物関連法令協議記録、賃貸借契約書(賃借の場合)、登記事項証明書(自己所有の場合)
3 事業者(設置者)の名称	運営規程(新・旧)、登記事項証明書
4 主たる事務所の所在地	登記事項証明書、建築物関連法令協議記録
5 代表者の氏名及び住所	登記事項証明書、誓約書
6 (定款、寄附行為等及び)その登記事項証明書又は条例等 (定款、寄附行為等及び)はA型のみ	登記事項証明書(A型の場合は、定款及び登記事項証明書)
7 提供する障害福祉サービスの種類	重度障害者等包括支援・就労定着支援・自立生活援助の場合に必要
8 第三者に委託する障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地	運営規定(新・旧)
9 主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関との協力体制の概要	契約書の写し
10 事業所の平面図	平面図、写真、建築物関連法令協議記録
11 建物の構造概要(平面図を含む)	平面図、写真、建築物関連法令協議記録
12 設備の概要	設備・備品の概要
13 管理者の氏名、経歴、住所	経歴書、勤務形態一覧表、資格証、実務経験証明書(原本)、雇用契約書、雇用に関する書類
14 サービス提供責任者の氏名、経歴、住所	経歴書、資格証、勤務形態一覧表、実務経験証明書(原本)、雇用契約書、雇用に関する書類、サービス提供責任者の配置基準の根拠
15 サービス管理責任者の氏名、経歴、住所	経歴書、資格証、勤務形態一覧表、実務経験証明書(原本)、雇用契約書、雇用に関する書類 ※相談支援従業者初任者研修(講義分)とサービス管理責任者研修の修了証 ※人員配置基準の変更が伴う場合は下記書類を提出 (前年度平均利用者数算定表)
16 指定相談支援の提供に当たる者の氏名、経歴、住所	経歴書、資格証、勤務形態一覧表、実務経験証明書(原本)、雇用契約書、雇用に関する書類※相談支援従業者初任者研修(講義+演習分)修了証
17 主たる対象者	運営規程(新・旧)、主たる対象者を特定する理由書 ※人員配置基準の変更が伴う場合は下記書類も提出 (勤務形態一覧表、前年度平均利用者数算定表)
18 運営規程	運営規程(新・旧)、勤務形態一覧表、組織体制図 ※人員配置基準の変更が伴う場合は下記書類を提出 (前年度平均利用者数算定表)
19 当該事業に係る介護給付費の請求に関する事項	
20 事業所の種別(短期入所の併設型・空床型の別)	運営規程(新・旧)、平面図、写真
21 併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員	運営規程(新・旧)、平面図、写真、勤務形態一覧表
22 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	協力医療機関との契約書
23 協力歯科医療機関の名称並びに当該協力歯科医療機関との契約内容	協力歯科医療機関との契約書
24 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称	連携状況が分かる資料、運営規定(新・旧)
25 障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要	連携状況が分かる資料、運営規定(新・旧)
26 同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	概要が確認できる書類、運営規定(新・旧)
27 利用者の定員	運営規程(新・旧)、勤務形態一覧表 ※人員配置基準の変更が伴う場合は下記書類も提出 (体制届、前年度平均利用者数算定表)

- ◎ 届出の内容によっては、資料の追加提出をお願いすることもありますので、ご了承願います。
- ◎ 社会福祉法人の場合は、障害福祉サービス事業等開始(変更)届(様式第20号)も必要になります。
- ◎ 変更に伴い加算に変更がある場合は、体制届も添付してください。
- ◎ 写しの提出の際には、原本証明をお願いします。
- ◎ 提出の際は、届出ごとに次の順番にまとめてご提出ください。
- ①様式第4号(変更届出書)
- ②指定に係る審査事項
- ③変更届出の届出番号順に関係書類を添付

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出一覧表（平成30年4月以降）

※ ○必ず添付する付表 △加算等を算定する場合に添付が必要な付表（加算を算定しない場合は提出不要）
 ※ 配置加算や加配加算の算定にあたっては、必ず従業者の勤務の体制及び勤務体制一覧表、資格証の写しや実務経験証明書を添付してください。
 ※ 重度障害者等包括支援は、加算の対象サービスにおける付表を添付してください。

ファイル名	付表番号	サービス種別	障害福祉サービス														地域相談支援						
			居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	
届出書等	様式第5号	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	1	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	2	前年度の平均利用人数算出表等					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	3	勤務形態一覧表（組織体制図を添付すること）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
税基別	別表	基本報酬算定区分																					
加算用付表	4	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算							△			△	△	△	△	△	△						
	5	重度障害者支援加算（生活介護）（施設入所Ⅰ・Ⅱ）							△			△											
	6-1	就労定着支援体制加算 ※H30年9月30日まで															△						
	6-2	就労移行支援体制加算															△	△					
	7	食事提供体制加算															△	△	△				
	8	短期滞在加算 精神障害者退院支援施設加算																					
	9	重度障害者支援加算 大規模住居（等）減算																				△ 9-1,2 ○ 9-2	
	10	夜間支援等体制加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ※夜間支援等体制加算（Ⅰ・Ⅱ）を算定する場合には、付表9-2を併せて提出してください。																					△
	11	医療連携体制加算（V）																					△
	13	特定事業所加算	△ 13-1	△ 13-2	△ 13-3	△ 13-4																	
	14	人員配置体制加算																					
	15	福祉専門職員配置等加算																					
	16	栄養士配置加算 栄養マネジメント加算																					
	17	夜勤職員配置体制加算																					
	18	夜間看護体制加算																					
	加算用付表	19	地域移行支援体制強化加算 通勤者生活支援加算（宿泊型自立訓練）															△					
		20	夜間支援等体制加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）（宿泊型自立訓練）															△					
		21	就労支援関係研修修了加算																△				
22		重度者支援体制加算（Ⅰ・Ⅱ）																△	△				
23		目標貨達成指導員配置加算																					
24		リハビリテーション加算																					
25		地域生活移行個別支援特別加算																					△
26		延長支援加算																					△
27		送迎加算																					
29		通勤者生活支援加算（共同生活援助）																					△
30		視覚障害機能訓練専門職員配置																					
31		看護職員配置加算（Ⅰ・Ⅱ）（生活訓練）																					
32		移行準備支援体制加算（Ⅰ）																					
33		重度障害者支援加算（強度行動障害）																					
34		常勤看護職員等配置加算（生活介護Ⅰ・Ⅱ）（短期入所）																					
35		賞金向上達成指導員配置加算																					
36		個別計画訓練支援加算																					
37		社会生活支援特別加算																					
38		精神障害者地域移行特別加算																					△
39		強度行動障害者地域移行特別加算																					△
40		看護職員配置加算																					△
41		夜勤職員加配加算																					△ 日中のみ
42		就労定着支援実績体制加算																					△
43	職場適応援助者養成研修修了者配置加算																					△	
共生型1	サービス管理責任者配置等加算																						
共生型2	福祉専門職員配置等加算																						
就労継続支援A型利用者減免措置実施届出書																							
利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動系サービス等に係る届出書																							△

障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出一覧表（平成30年4月以降）

※ ○必ず添付する付表 △加算等を算定する場合に添付が必要な付表（加算を算定しない場合は提出不要）

※ 配置加算や加配加算の算定にあたっては、必ず従業者の勤務の体制及び勤務体制一覧表、資格証の写しや実務経験証明書を添付してください。

ファイル名	付表番号	サービス種別	障害児通所支援・障害児入所施設						
			児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	障害児入所施設（福祉型）	障害児入所施設（医療型）
届出書等	様式第5号	障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書	○	○	○	○	○	○	○
	付表1	障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○	○	○	○	○
基本報酬	別表	基本報酬算定区分	○ 別表1		○ 別表2				
加算用付表	付表2	福祉専門職員配置等加算に関する届出書	△	△	△			△	△
	付表3	栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書	△					△	
	付表4	心理担当職員配置体制届（心的外傷のため心理療法を必要とする障害児）						△	△
	付表5	延長支援加算体制届出書	△	△	△				
	付表6	特別支援加算体制届出書	△	△	△				
	付表7	小規模グループケア加算体制届出書						△	△
	付表8	児童指導員等配置加算及び児童指導員等加配加算に関する届出書（障害児通所）	△		△				
	付表9	送迎加算に関する届出書（重症心身障害児）	△	△	△				
	付表10	訪問支援員特別加算体制届出書				△	△		
	付表11	重度障害児支援加算に関する届出書						△	△
	付表12	強度行動障害児特別支援加算届出書（福祉型障害児入所）						△	
	付表13	強度行動障害児特別支援加算届出書（障害児通所）	△		△				
	付表14	看護職員加配加算に関する届出書（障害児通所）	△		△				
	付表15	看護職員配置加算に関する届出書（福祉型障害児入所）						△	
	付表16	児童指導員等加配加算に関する届出書（福祉型障害児入所）						△	
付表17	保育職員加配加算に関する届出書		△					△	
共生型1	共生型サービス体制強化加算に関する届出書	△ 共生型のみ		△ 共生型のみ					

(参考様式8) ※愛媛県の様式(松山市の様式も内容は同じ)

指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者)の指定に係る誓約書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者 住所
氏名

印

当法人(役員等※1を含む。)は、下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号※2の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

※1 役員等とは、当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び事業所の管理者のことをいう。

※2 療養介護は、第7号を除く。一般相談支援は、第4号、第10号及び第13号を除く。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定】(一部要約)

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者(※)でないとき。
(※)「法人」を指す。ただし、療養介護、医療機関で行われる短期入所については適用されない。
 - 2 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
 - 3 申請者が、第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(以下「障害者総合支援法施行令」第22条)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者)であるとき。
【障害者総合支援法施行令第22条の政令で定める法律(改正の可能性あり)】
○(全事業共通)児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法、公認心理師法、民間あわせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
○(療養介護のみ)医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、臨床研究法
 - 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの(障害者総合支援法施行令第22条の2)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
【障害者総合支援法施行令第22条の2の政令で定める法律(改正の可能性あり)】労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律
 - 6 申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第51条の2第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 7 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。))、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第50条第1項又は第51条の2第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 8 申請者が、第50条第1項又は第51条の2第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の2第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 9 申請者が、第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第51条の2第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第50条第1項又は第51条の2第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定日をいう。)までの間に第46条第2項又は第51条の2第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出日から起算して5年を経過していないものであるとき。
 - 10 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の2第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 11 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 12 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 13 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。
- ※ 同法第51条の19第2項の規程(一部要約)
第36条第3項(第4号、第10号及び第13号を除く。)の規定は、第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定について準用する。

(参考様式8) ※愛媛県の様式

指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定に係る誓約書

平成 年 月 日

地方局長 様

申請者 所在地
 名称
 代表者 住所
 氏名

印

当法人（役員等※1を含む。）は、下記に掲げる児童福祉法第21条の5の15第3項各号※2の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

- ※1 役員等とは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所の管理者のことをいう。
- ※2 医療型児童発達支援及び障害児入所施設に係る指定の申請にあっては第7号を除く。

記

【児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定】（一部要約）

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者（※）でないとき。
 （※）「法人」を指す。ただし、医療型児童発達支援、医療機関で行われる障害児入所支援については適用されない。
 - 2 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第21条の5の19第1項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
 - 3 申請者が、第21条の5の19第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（児童福祉法施行令第25条の7）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 【児童福祉法施行令第25条の7の政令で定める法律（改正の可能性あり）】
 ○（全事業共通）精神保健福祉法、公認心理師法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、認定こども園法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法
 ○（医療型児童発達支援のみ）医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法
 - 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの（児童福祉法施行令第25条の8）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 【児童福祉法施行令第25条の8の政令で定める法律（改正の可能性あり）】労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律
 - 6 申請者が、第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令を有する法人をいう。）が、第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 8 削除
 - 9 申請者が、第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 10 申請者が、第21条の5の22第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第21条の5の24第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該事業者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定日をいう。）までの間に第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して
 - 11 第9号に規定する期間内に第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 12 申請者が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 13 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 14 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第9号から第12号までのいずれかに該当する者であるとき。
- ※ 同法第24条の9第3項の規程（一部要約）
 第21条の5の15第3項（第7号を除く。）及び第4項の規定は、第24条の2第1項の指定障害児入所施設の指定について準用する。

平均利用者数の算定（考え方）について（障害福祉サービス・障害者支援施設）

障害福祉サービス（通所系・居住系）及び障害者支援施設において、報酬算定上満たすべき人員基準又は加算・減算等の要件を算定する際の利用者数として、「平均利用者数」を用います。

報酬の留意事項通知（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号）第二の I 通則
 （5）加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

（1）原則

平均利用者数の算定式は次のとおりです。

$$\text{平均利用者数} = \text{前年度の全利用者延べ利用日数} \div \text{開所日数} \quad (\text{小数点第 2 位以下切り上げ})$$

$$(\text{就労定着支援・自立生活援助は、全利用者の延べ利用月数} \div \text{開所月数})$$

※療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助は入所(居)日を含み、退所(居)日を含まない。

算出した平均利用者数に応じて、指定基準で定める各サービスの必要人員を配置してください。加配の加算を算定する場合は、指定基準に加えて加算の算定要件を満たし続ける必要があります。

（2）例外（新規開設、定員の増減時）

①新規開設等

新規に指定を受けた事業所は、前年度の平均利用者数の実績が出るまでの間、次の算定式に基づき、算定した数を平均利用者数（推定数）とします。（小数点第 2 位以下切り上げ）

期 間	平均利用者数の算定式
指定から 6 か月未満	利用定員×90%
指定から 6 か月以上 1 年未満	各月の直近の 6 か月間における平均利用者数
指定から 1 年以上経過後 ※前年度(前年 4/1～3/31)の実績がない間	各月の直近の 12 か月間における平均利用者数

（例）2018 年 11 月 1 日指定の事業所（利用定員 20 人）の場合

期 間	平均利用者数の算定式
2018 年 11 月～2019 年 4 月の 6 か月間	利用定員 20 人×90% = 18.0 人
2019 年 5 月	2018 年 11 月～2019 年 4 月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数÷開所日数)
～2019 年 10 月	(以降、毎月、直近 6 か月間の平均利用者数を計算)
2019 年 11 月	2018 年 11 月～2019 年 10 月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数÷開所日数)
～2020 年 3 月	(以降、毎月、直近 1 年間の平均利用者数を計算)
2020 年 4 月～2021 年 3 月の 1 年間	前年度(2019 年 4 月～2020 年 3 月)の平均利用者数 (以降は、定員の増減がない限り同様に計算)

②利用定員を増加する場合

定員増から前年度利用実績ができるまでの間、次の算定式に基づき、算定した数を平均利用者数（推定数）とします。（小数点第 2 位以下切り上げ）

期 間	平均利用者数の算定式
定員増から 6 か月未満	前年度の平均利用者数+定員増加分の 90% ※上記①の期間に定員増を行う場合、上記算定式+定員増加分の 90%
定員増から 6 か月以上 1 年未満	各月の直近の 6 か月間における平均利用者数
定員増から 1 年以上経過後 ※前年度(前年 4/1～3/31)の実績がない間	各月の直近の 12 か月間における平均利用者数

(例) 2016年6月1日指定の事業所(利用定員20人)が、2018年11月1日に利用定員を10人増加した場合
(2017年度の平均利用者数を18.0人とした場合)

期 間	平均利用者数の算定式
2018年11月～2019年4月の6か月間	平均利用者数 18.0人 + 10 × 90% = 27.0人
2019年5月	2018年11月～2019年4月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数 ÷ 開所日数)
～2019年10月	(以降、毎月、直近6か月間の平均利用者数を計算)
2019年11月	2018年11月～2019年10月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数 ÷ 開所日数)
～2020年3月	(以降、毎月、直近1年間の平均利用者数を計算)
2020年4月～2021年3月の1年間	前年度(2019年4月～2020年3月)の平均利用者数 (以降は、定員の増減がない限り同様に計算)

③利用定員を減少する場合

定員減から前年度利用実績ができるまでの間、次の算定式に基づき、算定した数を平均利用者数(推定数)とします。(小数点第2位以下切り上げ)

期 間	平均利用者数の算定式
定員減から3か月未満	前年度の平均利用者数をそのまま使用
定員減から3か月以上 ※前年度(前年4/1～3/31)の実績がない間	減少後3か月間における平均利用者数 (全利用者延べ利用日数 ÷ 開所日数)

(例) 2016年6月1日指定の事業所(利用定員30人)が、2018年11月1日に利用定員を10人減少した場合
(2017年度の平均利用者数を25.0人とした場合)

期 間	平均利用者数の算定式
2018年11月～2019年1月の3か月間	平均利用者数 25.0人
2019年2月～2020年3月の間	2018年11月～2019年1月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数 ÷ 開所日数)
2020年4月～2021年3月の1年間	前年度(2019年4月～2020年3月)の平均利用者数 (以降は、定員の増減がない限り同様に計算)

平成30年度 愛媛県及び県内市町の指定・指導担当部署一覧（平成30年4月1日時点）

地域	事業所所在地	サービス種別					指定障害福祉サービス事業所	指定障害児相談支援事業所	指定障害児相談支援事業所
		指定障害福祉サービス事業所	指定障害者支援施設(※1)	指定一般相談支援事業所	指定障害児通所支援事業所(※1)	指定障害児入所施設(※1)			
東予地域	今治市						今治市役所 障がい福祉課		
	新居浜市	県東予地方局 地域福祉課	県東予地方局 地域福祉課	県東予地方局 地域福祉課	県東予地方局 地域福祉課	県東予地方局 地域福祉課	新居浜市役所 地域福祉課		
	西条市						西条市役所 社会福祉課		
	四国中央市						四国中央市役所 生活福祉課		
	上島町						上島町役場 住民課		
中予地域	松山市	県東予地方局 地域福祉課	松山市役所 障がい福祉課 松山市役所 保健予防課	松山市役所 障がい福祉課 松山市役所 保健予防課	県中予地方局 地域福祉課(※2)	県中予地方局 地域福祉課	松山市役所 障がい福祉課 松山市役所 保健予防課		
	伊予市						伊予市役所 福祉課		
	東温市						東温市役所 社会福祉課		
	久万高原町	県中予地方局 地域福祉課	県中予地方局 地域福祉課	県中予地方局 地域福祉課	県中予地方局 地域福祉課	県中予地方局 地域福祉課	久万高原町役場 保健福祉課		
	松前町						松前町役場 福祉課		
	砥部町						砥部町役場 介護福祉課		
	宇和島市						宇和島市役所 福祉課		
南予地域	八幡浜市						八幡浜市役所 社会福祉課		
	大洲市						大洲市役所 社会福祉課		
	西予市						西予市役所 福祉課		
	内子町	県南予地方局 地域福祉課	県南予地方局 地域福祉課	県南予地方局 地域福祉課	県南予地方局 地域福祉課	県南予地方局 地域福祉課	内子町役場 保健福祉課		
	伊方町						伊方町役場 保健福祉課		
	松野町						松野町役場 保健福祉課		
	鬼北町						鬼北町役場 町民生活課		
	愛南町						愛南町役場 保健福祉課		

※1 社会福祉法に規定する社会福祉施設に対する指導については、本表から除いています。
 ※2 松山市に所在する指定障害児通所支援事業所は、平成31年4月1日以降は松山市役所が指定・指導事務を行います。
 （業務管理体制の整備については、資料4の項目7及び資料5の項目6をご覧ください）

指定障害福祉サービス事業者・施設及び指定障害児支援事業者・施設 における事故等発生時の報告の取扱いに係る標準例

第1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定基準において、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（指定医療機関を除く。以下「事業者等」という。）は、利用者等に対する支援の提供（以下「サービス提供」という。）により事故が発生した場合には、都道府県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うこととされているところであり、発生後は、迅速な対応を行い、事故等の速やかな解決及び再発防止を行う必要がある。

第2 標準例

事故等の報告の取扱いについては、以下を標準とする。

この標準例は、事故発生時における関係機関への報告の取扱いについての指針として示すものであり、事業者等においてはこの標準例を参考としてマニュアル等を作成し、事故等の報告について万全を期されたい。

1 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

(1) サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、誤飲等サービス提供時の事故により、医療機関で治療（施設内での医療処置を含む）、又は入院し、新たに心身に障害が加わるおそれがあるもの又は回復に日数を要するものを原則とする。ただし、比較的軽度な擦過傷や打撲など日常生活に大きな支障がないものを除く。

イ 事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自身に起因するもの及び第三者によるものを含むものとする。

ウ サービス提供には、送迎等も含むものとする。

(2) 食中毒、感染症（インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）、O157他）の集団発生

(3) 従業者（職員）の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

(4) その他、火災、震災、風水害等の災害によりサービス提供に影響する重大な事故等

2 報告事項

(1) 市町村及び県への報告は、別添の標準様式を参考にする。

ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、次の事項が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

○事故等報告書に記載する事項

次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 事業者（設置者）及び事業所（施設）等の名称、所在地及び電話番号（事業所（施設）等の責任者名、連絡先電話番号）
- イ 利用者の氏名、住所、電話番号、年齢、性別、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の等級、受給者証番号
- ウ 発生日時及び発生場所
- エ 事故の概要
原因及び対応を時系列に記載する。
- オ 事故時の対応
治療した医療機関名、家族への連絡状況等を記載する。
- カ 事故後の対応
利用者や家族の現況、再発防止への取り組み、損害賠償等の状況を記載する。

(2) 報告に際しては、その他必要と認める書類を添付する。

例) 事故発生場所の見取り図、サービス計画書、緊急時の連絡体制 等

3 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡するとともに、愛媛県所管地方局地域福祉課、市町村（支給決定を行う市町村及び施設が所在する市町村）に報告する。

また、当該報告のほか、関連する法等に定める届出又は報告義務がある場合はこれに従うこと。

例) 感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに嘱託医・協力医療機関に相談し、当該嘱託医等の判断のもと、当該嘱託医から管轄保健所に連絡する。

(1) 第一報

事業者は、事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡するとともに、所管地方局地域福祉課及び市町村に報告書を提出する。

緊急性の高いものは、電話又はファックス等により事故等発生の第一報の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、報告書を提出する。

4 その他

指定障害児入所施設（指定医療機関を除く。）については、サービス提供により事故が発生した場合の市町村への報告は必要ないので注意すること。（※施設の指定及び利用者の支給決定を県が実施しているため。）

(標準様式)

事故等報告書

様

報告年月日 平成 年 月 日

報告者

事業者（設置者）の名称及び所在地 Tel _____

事業所（施設）の名称及び所在地 Tel _____

責任者名 連絡先 _____

利用者	氏名				住所 電話番号	Tel _____			
	性別	年齢	身体障害者手帳		級	受給者証番号			
			療育手帳		A・B				
		精神障害者手帳		級					
事故の 概要	発生日時	平成	年	月	日	時	分	発生場所	
	【概要（原因・経緯等）】								
事故時 の対応	治療した医療機関名				医療機関所在地				
	【治療の概要】								
【家族等への連絡状況】									

事故時の対応	【利用者や家族の現在の状況】
	【事業所（施設）としての再発防止への取り組み】
	【損害賠償等の状況】
その他連絡事項	

※指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設については、保護者氏名及び住所等を必要に応じて記入すること。